

上 告 状

広島高等裁判所令和4年(ネ)第193号損害賠償請求控訴事件
〔原審:広島地方裁判所三次支部令和3年(ワ)第29号損害賠償請求事件〕

(送達場所)

〒727-0021 広島県庄原市三日市町 309

上告人 高野邦夫(こうのくにお)



〒102-8651 東京都千代田区隼町 4 番 2 号

被上告人 国 同代表者法務大臣 門山宏哲(かどやまひろあき)

付属書類	なし
予納郵券	5,560 円

令和4年11月21日

最高裁判所 御中

記

上記当事者間の広島高等裁判所令和4年(ネ)第193号損害賠償請求控訴事件
〔原審:広島地方裁判所三次支部令和3年(ワ)第29号損害賠償請求事件〕に対し、
同裁判所令和4年11月11日(金)に言い渡し、同年11月15日に上告人に送達され
た下記判決には、明白な憲法違反等の違法が存在すると思料されるので民事訴訟法
第312条の規定に基づき上告する。

一. 原判決の表示

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

二. 上告の趣旨

1. 上記判決を取消し、更に相当の裁判を求める。
2. 上告の理由→追って上告理由書を提出する。

上記上告人 高野邦夫

